

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	保健福祉課又は地域福祉課	検索番号	7-2
法令名	社会福祉法	根拠条項	45の36-2		
許認可等	社会福祉法人の定款変更の認可				
(根拠規定)					
[社会福祉法第45条の36第2項]					
定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。					
(許認可等の基準)					
[社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日社援第2618号厚生省社会・援護局長他連名通知)]					
[社会福祉法人の認可について(平成12年12月1日社援企第35号厚生省社会・援護局企画課長他連名通知)]					
(その他)					